

宮崎市民間施設緑化推進要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宮崎市緑のまちづくり条例（平成14年条例第45号。以下「条例」という。）第25条及び第26条に基づく民間施設における緑化の推進に関して、宮崎市緑のまちづくり条例施行規則（平成15年規則第1号。以下「施行規則」という。）第10条に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 高木 成木に達したときの樹高が4 m以上かつ樹冠面積が概ね10 m²以上になるよう配置された樹木をいう。
- (2) 中木 成木に達したときの樹高が2 m以上かつ樹冠面積が概ね2.5 m²以上になるよう配置された樹木をいう。
- (3) 生垣 成木に達したときの樹高が1 m以上かつ前面が概ね連続して緑化されるよう配置された樹木で、前面にブロック積み等の構造物（ただし、樹木を固定するための簡易な土留ブロック積み等は除く。）がないもの。
- (4) 平面緑化 芝、つる性植物等を用いて、概ね水平に連続して緑化されるよう配置されたものをいう。
- (5) 低木 高木・中木以外の樹木で、成木に達したときの樹冠面積が概ね1 m²以上になるよう配置された樹木をいう。
- (6) 接道部 民間施設の敷地のうち公共的道路に接する部分。

(民間施設緑化基準)

第3条 施行規則第10条第1項に規定する行為については、敷地内は可能な限り緑化を行うとともに、緑化の際には別表の民間施設緑化基準（以下「緑化基準」という。）で定めるところにより行うものとする。

(緑化樹種の規格)

第4条 緑化樹種の規格は、以下のとおりとする。なお、ポット、鉢物等の可動式植栽は除く。

- (1) 高木による緑化（最低でも2 m以上の苗木で実施）
- (2) 中木による緑化（最低でも1 m以上の苗木で実施）
- (3) 生垣による緑化（延長1 m当たり樹木が概ね2～3本以上で、最低でも0.8 m程度以上の苗木で実施）
- (4) 低木による緑化
- (5) 芝類、つる性植物、地被植物又は草花等（宿根草等継続的に植栽されるもの）による緑化

(接道部等の緑化)

第5条 緑化にあたっては、周辺景観に配慮し、接道部又は建物前面における接道部から植栽が直接見通せる範囲内を優先するものとする。

(植栽の実施時期)

第6条 植栽の実施時期は、原則として施行規則第10条第1項に規定する行為が終了する時まで、または終了直後の植栽適期までには植栽を終了するものとする。

(緑化計画書の届出)

第7条 1回の行為面積が施行規則第10条第1項に規定する面積以下でも、何回にもわたって当該行為を行い、その最終的な行為面積が施行規則第10条第1項に規定する行為になるときは、緑化計画書を提出するものとする。

(緑化計画書の届出通知)

第8条 市長は、緑化計画書の届出があった時は、届出済通知書(様式第1号)をもって通知するものとする。

(緑化計画書の変更)

第9条 緑化計画を変更しようとする者は、変更に係る緑化計画書を提出するものとする。

(樹木等の良好な保持)

第10条 緑化計画書を提出した者は、当該行為における樹木等を良好な状態に保持するため、適切な維持管理を行うものとする。

(補 則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

この要綱は、平成16年9月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年11月5日から施行する。

この要綱は、令和3年8月23日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

民間施設緑化基準

内 容	緑 化 基 準
施行規則第 10条第1項 第1号及び 第2号に掲 げる行為	<ol style="list-style-type: none"> 1 都市計画法第5条第1項に規定する都市計画区域における民間施設敷地内の緑化面積は、次の式により求めた法定空地面積の20%以上とする。 法定空地面積＝敷地面積×(1－法定建ぺい率) 2 前項の規定にかかわらず、都市計画区域外の区域においては、敷地内は可能な限り緑化を行うものとする。 3 第1項の緑化の算定に用いる法定建ぺい率は、建築基準法第53条の規定による建ぺい率とする。ただし、同法第53条第3項に規定する緩和措置を受けている場合に用いる建ぺい率の上限は十分の九とする。また、都市計画法第12条の4に規定する地区計画が定められた区域においては当該地区計画で定められた建ぺい率、都市計画法第8条第1項第7号に規定する風致地区が定められた区域においては宮崎市風致地区内における建築等の規制に関する条例で定められた建ぺい率を用いるものとする。 4 具体的な緑化の方法及び第1項の緑化の算定に用いる換算面積については、次の各号によるものとする。ただし、ポット・鉢物等の可動式植栽は除く。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 地上の高木植栽 建物前面において接道部から5m程度以内の植栽が直接見通せる範囲内(以下「接道範囲内」という。)は高木0.5本、それ以外は高木1本をもって10㎡に換算する。ただし、高さ5m以上又は樹冠の投影面積が10㎡以上の既存の高木についてはその高さを直径とする円の面積に換算する。 (2) 地上の中木植栽 接道範囲内は中木2本、それ以外は中木4本をもって10㎡に換算する。 (3) 地上の生垣 接道部については4m、それ以外は8mをもって10㎡に換算する。 (4) 地上の平面緑化(低木による寄植、地被植物、草花等(宿根草等継続して植栽されるもの)又は芝類) 平面植栽面積10㎡をもって10㎡に換算する。 (5) 寄植以外の地上の低木植栽 低木10本をもって10㎡に換算する。 (6) 壁面緑化 緑化しようとする部分の水平延長に1mを乗じた面積が10㎡のとき、10㎡に換算する。ただし、接道範囲内は以下の通りとする。 ア 当初設置時に既につるの長さが1mを超えている場合は、水平延長に長さ乗じた面積が10㎡のとき、10㎡に換算する。 イ 補助資材(壁面に直接固定されたワイヤーや金網等)がある場合は、補助資材で覆われた面積が10㎡のとき、10㎡に換算する。ただし、算入できる高さは植栽基盤面から1箇所5m以内までとする。 ウ 植栽パネルなどのユニットを設置する場合は、ユニットの面積が10㎡のとき、10㎡に換算する。 (7) 屋上緑化 樹木、地被植物等を植栽している植栽基盤の面積が10㎡のとき、10㎡に換算する。 (8) 地上や屋上の棚もの つる成長時において、棚を被覆する水平投影面積が10㎡のとき、10㎡に換算する。

施行規則第 10条第1項 第3号に掲 げる行為	林地開発許可基準、開発許可基準によるほか、以下の緑化を可能な限り行う。 (1) 法面 芝または地被植物等による緑化を行い、その水平投影面積が10㎡のとき、 10㎡に換算する。 (2) 擁壁 擁壁前面の中高木による緑化や地被植物等による緑化を行い、緑化換算面積は「施行規則第10条第1項第1号及び第2号に掲げる行為」に準ずる。
----------------------------------	---

※植栽の場所は接道部又は建物前面における接道部から植栽が直接見通せる範囲内を優先するものとする。